

# 石川県社会福祉成立史研究（1）

矢上 克己

はじめに

本稿は石川県における社会福祉の成立と展開について基礎的研究作業をまとめたものである。

社会福祉研究（学）を社会科学の1つとみるならば、それは社会科学が原則上、理論、歴史、実践（技術）の3部門より構成されていると同様に、社会福祉原論、社会福祉史、社会福祉方法論の3つに区分することができる<sup>(1)</sup>。社会福祉を社会科学として成立させる要件として、社会福祉の歴史研究は欠かせないものである。

社会福祉の歴史研究によって、社会福祉がどのような社会状況下で、いかに生成、発展したかのプロセスを知ることによって、現在の社会福祉状況を正しく把握し、未来の展望を明確にすることができる<sup>(2)</sup>。

しかし、社会福祉の歴史研究は、社会福祉の発展過程、現状分析、未来の展望にとどまるのではなく、それらを踏まえて、さらに社会福祉実践の課題を明確化し、日常の社会福祉実践の中に反映されるように研究されるべきものである<sup>(3)</sup>。すなわち、社会福祉の歴史研究は、社会福祉の歴史を創造するという積極的な意義を持つものであり<sup>(4)</sup>、そうした研究であらねばならない。

今日の社会福祉は、人権的視点に立脚した「権利としての社会福祉」へと発展している。

しかし、そうした歴史的事実とは逆行して、日本をはじめ、イギリス、アメリカなどの資本主義国においては、一方的な社会福祉の見直し、削減、合理化を企図している状況があり、「権利としての社会福祉」が形骸化しつつある。

このような状況にあって、社会福祉の歴史研究を通じて、歴史に逆行しないような社会福祉の基礎を築くことが今日ますます重要となってきている<sup>(5)</sup>。

こうした意味において、石川県における社会福祉を科学的なものとするための一つの基礎的研究作業として、社会福祉の成立と展開について把握することが必要になってくると思われる。

## 1 慈善救済の成立と展開

（明治元年～同28年）

石川県内では1868（明治元）年から1870（明治3）年頃にかけて、政治変革や1869（明治2）年の凶作により、多くの救済対象が出現した。この窮乏化に対し、藩知事前田慶寧が前田家の古器珍宝を売却し、金品（米196,300石。銭50,600貫。稲1,800余苞。他に書画名器の売却数万円。）を救済資金に充て、細民の救済に当たった<sup>(6)</sup>。

1881（明治14）年から1885（明治18）年にかけての経済不況および1890（明治23）年の経済不況および大火などが重なり、大量に窮乏層

が出現した。こうした窮乏の状況は、内務省御用掛村田豊による『石川県下窮民状況実視報告』にレポートされている。これによると、窮乏状況はまず羽咋地方に現われ、それが漸次県下一般に拡大した。金沢では人口95,000人のうち10分の1は其日の暮らしに差支える程の状況であった<sup>(7)</sup>。

こうした状況に対し、官費救済による救済

人員(表1)はごく少なく、実態にあった救済ではなかった。

そのため、石川県では1890(明治23)年、窮民救済細則(石川県令第30号)を制定し、1886(明治19)年11月制定の石川県慈恵救済資金を以て、県内在住の窮民を救済することになった<sup>(8)</sup>。

救済対象は市町村費より救助を受けている

(表1) 官費救済による救済人員

(日本社会事業大学救済制度研究会編『日本の救済制度』88頁より)

年次	13年	14年	15年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
救済人員	460	556	314	358	414	534	538	538	545

(表2) 石川県下慈恵救済資金に依る窮民救済人員

(明治23年～大正5年度合計)

郡市	救済人員	救済額
江沼郡	721	3,342円
能美郡	2,543	8,646
石川郡	2,156	5,856
河北郡	849	4,297
羽咋郡	774	3,071
鹿島郡	510	3,165
鳳至郡	248	885
珠洲郡	154	399
金沢市	4,932	16,792
合計	12,887	46,453

石川県『石川県感化救済事業一覧』大正6年

者で、70歳以上の者、13歳未満の者、廃疾の者の3者で、救助額は市町村救助額の範囲内で支給された<sup>(9)</sup>。

しかし、こうした石川県の救済対応も規模が小さく、大量に出現する窮乏者に対応できるものではなかった。

そのため宗教関係者や慈善家らによって、

民間慈善救済が成立し、展開することになる。

石川県内では、1864(元治元)年、小野太三郎が金沢において凶作で困窮した貧民収容のため中堀川町の自家を開放し、貧窮民を収容した。これが小野慈善院の創始である。1873(明治6)年には、坐頭座の廃止によって困窮した盲人救済のため、木の新保に家屋一棟を求め、盲人20余名を収容し、一方、前田家経営の「お救小屋」(貧民収容所)などの閉鎖による窮民の収容を行った。さらに、1879(明治12)年頃より士族の零落者が急増し、その救済のため彦三町に私費450円余を投じて家屋6棟を求め、没落士族を救済した。こうして小野太三郎は慈善救済を大規模に展開した<sup>(10)</sup>。

ここで、小野太三郎の実践を横山源之助が『日本の下層社会』に「北陸の慈善家」と題してレポートしているのでその一端を紹介しておく。

当時、救養所の収容者は640人余で、他に小野太三郎の監督の下に土木工事に従事する者が4千人以上で、救済対象の7、8分は老衰者と小児で、中年者は2、3分であった。被救養

者は鰥寡孤独をはじめ瘋癲病者、出獄人がおり、さらに巡礼六部には宿所を提供した。救養所1小屋毎に取締人が配置されており、健康な被救養者には男女老幼の別なく各自の希望により労働に従事させ、15銭から50銭までの資金あるいは物品を与えた。その業務は人足、車夫、按摩、機織、養蚕などのほか烟草、飴菓子、八百物玩弄物などの行商、あるいは笠紐の縫製、肥料の売買で、当時人足では鉄道工事従事者が多数であった。11、2歳未満の者には平常イロハなど、幾分の文字識を教え、13、4歳になれば、大工希望者に大工の技術を、左官希望者にはその技術を授け、女兒は多くは機織で、その他養蚕であった。食物は當所（金沢歩兵第七連隊）の残飯を充てたが、不足なため日に6、7斗の米麦を買い、残飯の代金は日に56貫目（約1斗2、3升）で、月額35円に上り、衣服は常に有り合せの襤褸を着用させ、秋から冬にかけては毎年一時に100枚以上の綿入を、また、児童が遊山等の際には別に晴着を用意した。同院の運営経費は小野太三郎所有の千歩許りの田畝より得るものと、被救養者の労働賃金からの一部などに依拠し、他には収入はなく、時に同感者の特志によって僅に1日を支える状況であった<sup>(11)</sup>。このように小野太三郎は公費の補助もない厳しい財政の中で身を粉にして窮民救済に当たった。

この時期の他の救済施設では、1892（明治25）年1月、アメリカ人宣教師ウィン夫妻により、金沢市飛梅町に金沢孤児院が設立された。施設は建坪13坪余で、6歳から13歳までの少年を収容した。同院は1901（明治34）年に、直接の経営者であった信者の病死により閉鎖された<sup>(12)</sup>。1893（明治26）年12月、カナダ婦人伝導会社の出資によりジョストという外人によ

って金沢市広坂通にヘル・B・ベラミー孤児院が創設され、孤児や生活困窮の少女が収容された<sup>(13)</sup>。

公的施設では1893（明治26）年4月、金沢市が貧民救護のため、市内末広町に30余坪の金沢市救助所を開設した。同所は1905（明治38）年頃には廃止された<sup>(14)</sup>。

医療救護施設では、幕末より設立されている卯辰山養生所は1870（明治3）年、卯辰山貧病院と改められ、貧窮民や獄中の病人などの救療を行っている<sup>(15)</sup>。

授産施設では、婦人宣教師ハークグレーブがカナダの婦人伝導会社の補助により、1893（明治26）年1月、金沢市松本町に私立川上授産館を開館し、貧困家庭の婦女子の自活の道を得させるため、授産事業を行った。授産の内容は刺繍で、刺繍の心得のない者には無料で、材料器具等必要品を貸与し教授した。開設当初の同館の状況は不明であるが、1917（大正6）年5月1日現在、同館に貧家の義務教育を終了した13歳以上の女子14人を収容し、刺繍の技術を授けた。同館の経営はカナダ婦人伝導会社の補助金に依っており、毎年1,600円から1,400円の補助金があった。職員は無給の管理人1名と有給の教師1名であった<sup>(16)</sup>。翌年1月、同様の授産施設・私立馬場授産館が設立され、1917（大正6）年5月現在、10名の女子が収容されており、私立川上授産館同様、経営はカナダ婦人伝導会社の補助金1,200円に依っていた<sup>(17)</sup>。

その他として、水害、火災に対して、皇室より救恤金が下賜されている。

石川県内の慈善救済の展開については、恤救規則などによる公的救済が貧弱なため、慈善家小野太三郎の小野救養所の拡大やキリスト教関係者らによる育児施設や授産施設が相

次いで設立されているのが特徴である。また、石川県窮民救済細則の発布や金沢市救助所の設置など、地方における公的な単独事業も注目される。

## 2 慈善事業の成立と展開

(明治29年～同39年)

石川県内ではこの時期の2度にわたる経済恐慌と災害が重なり、多くの救済対象が出現した。

例えば、1897(明治30)年の経済恐慌による窮乏状況は、石川県より内務省に以下のように報告されている。

「管内細民生計上の状況を調査するに、一般困窮の状は未曾有にして物価の暴騰金融の逼迫共に彼等の生活を苦しめ、殆ど其極度に達したるもの、如し、而して其今日あるを到せる原因は固より一にして足らざるも農作此年登らず水害年毎に至るに加えて昨三十年に於ける虫害最も之か大主因とす。

本県下は由来農を以て主産物とし、漁業商工業之に垂く随て農産物に於ける豊否は直に全管内の人氣に影響す、則ち細民の大多数は常に力役に依食するか故に、単に之を供給するの途あるを得ば、彼等は未だ直に菜色を呈するに至らざるなり、管内細民は一時窮困に陥りたるも此困難の時機に際し曾々鉄道施設、第九師団兵營建築、水害復旧土木工事等各種の大工事相次で起り管内多くの労力者を需要したるがため比較的昂貴の賃金を取得し物価の騰貴に留意せざるの僅ありき、然るに春来以上の各種工事は漸次竣工し、収入又杜絶し茲に再び菜色を呈するの兆ありしに依り、各郡長に訓令を發し相当賑恤の方法を講せしめ、一面の官給の途あるものは恤救規則に依り之

を救助一而備荒儲蓄法に依り、種穀料を給して小作農家を救い其他県の特別資金たる救済金を以て無告の窮民を賑したる等応急の設備に欠くる所なきことを努めたり、次で外国米は続々入津し地方に在りては、各市町村に於て種々の救済方法を設け盛に実行せる折柄なりしを以て左程人心の危具を来さる尋て春夏蚕及麦作等共に収穫豊饒にして殊に秋季米作の豊饒を予想し、米価も亦逐日低下の傾を呈し来りたるを以て稍々人を回収し得たるか如し。

今細民の生計を直接間接に救済し得たる主要の関係を列記せば官設(北陸線)鉄道敷設工事、七尾鉄道敷設工事、新設第九師団兵營建築工事、手取川等水害復旧工事、外国米の輸入、本年四月本県の發したる内訓に基き、各郡市町村共相当救済の方法を施したること、春夏蚕の良好、麦、馬鈴薯、甘藷、其他畑物の豊饒なりしこと等にして、其救済方法としては市街地に在りては概ね公費或は特別積立金又は慈善家の出資を以て外国米を購入し原価に糶売し就中金沢市の如きは市費購入の方法に依り、糶売したる総石数本年六月下旬より八月尽日に至るまで大凡二千三百石の巨額に上れり、其他僻陬の部落に至りては雑炊又は粥を以て此方法に代え施興し来れるもあり、要するに商工業の不振を除く外力役を事とする細民に在りては概して多少の緩和を得たるは意外の幸福と謂うべし思うに米作豊饒の結果、米価の下落に伴い諸般物価も従て低廉の傾あり、而後金融界も亦一変するは必然の状勢なれば窮民の生活も従来に比し一層の緩和を来し各々其堵に安んずべきを信ず。本月九日附石川県」(田代国次郎『日本社会福祉の基礎的研究』童心社1965年 196～197頁))

さらに、1900(明治33)年から1901年にかけて

での経済恐慌に見舞われ、一層窮乏化が進んだ。そうした状況を背景に、民間人による慈善事業が相次いで開始されている。

1899（明治32）年2月、仏教徒有志が廣濟舎（養老事業）を能美郡小松町字八日市町に開設した。茅葺平屋建てに老人を収容し漸次発展し、1912（大正元）年、能美郡苗代村に移転した<sup>(18)</sup>。設置当初の資料は不明であるが、『石川県感化救済事業一覧』（大正6年）によれば、1917（大正6）年5月1日現在、男3名、女10名の収容者がおり、職員は評議員7名、管理人兼常任監督1名であった。収容者の入所時の年齢（表3）は60歳未満が3名、60歳以上70歳未満が5名、70歳以上80歳未満が4名、80歳以上が1名であった。在院期間は2年未満が4名、3年以上5年未満が4名、5年以上が5名であった。

同舎の入院の条件は無告の窮民で町村長證明書及び警察署の認可のある者とされ、収容者の処遇方法は収容者の体力に応じて仕事に就かせ、その取得金の半額を給与し、食事は舎より給し、寄附食物は食外に与えることがあり、被服については寄附品を給与した。

同舎の経営は仏教徒による経営で、江湖慈善家の寄贈金品及び収容者の就労による収入に依っていた。なかでも寄附金に依るところが多く、脆弱な経営基盤であった。

1899（明治32）年4月、石川県知事および真宗大谷各派管長協力により、金澤慈恵保護場（出獄人保護事業）が金澤市川上新町徳善寺内に仮設置された。同保護場の場則には「本県監獄放免者ニシテ適當ノ引取人無ク或ハ監視執行地又ハ帰郷ノ資力ナク或ハ疾病ニ罹リ困難スル者其他救済ノ必要アルモノヲ保護スルコト、シ尙保護方法ヲ別チテ場内保護場外保護及ビ幼年保護ノ三種トシ」とあり、まず場則に適合する23名を収容し、石川県最初の免囚者保護事業が開始された。同保護場は1900（明治33）年4月、金澤市備中町に新築移転し、翌年10月、財団法人の認可を得て、加能慈恵保護場と改称した<sup>(19)</sup>。

明治30年代に育児院が全国的に普及するが、石川県においても1903（明治36）年7月、福井県人、真柄貞が石川郡泉野に32坪の建物をたて、北国慈恵院を開設し、無告の幼年者を収容した<sup>(20)</sup>。1910（明治43）年9月現在、職員5名で、57名の園児が収容されていた<sup>(21)</sup>。

園児には義務教育を授け、一方で商業見習に従事させた。例えば、園児に『旭櫻はみがき』を製作販売させ、あるいは色紙を製作させ相当の収入を得させて、院の運営経費の一部に充てていた。色紙色板は10歳ないし14歳の児童に従事させ、1人一カ月の製作品売上高は作業全体を平均して67円に達した<sup>(22)</sup>。同

（表3）収容者の入院当時の状態及び年齢

種別		60歳未満	60歳以上 ～70歳未満	70歳以上 ～80歳未満	80歳以上	計
扶養義務 者有る者	男	0	0	0	0	0
	女	1	2	1	1	5
扶養義務 者無き者	男	1	1	1	0	3
	女	1	2	2	0	5
計		3	5	4	1	13

院は一ヶ年の運営経費を一般篤志家の義損金に仰いでいたが、脆弱な経営基盤のため廃止された。

1905(明治38)年7月1日、宣教師D・R・マッケンジーがカナダ・メソジスト伝導会社の事業として、日露戦役における出征軍人遺族、家族の児童の收容保護を目的に、金沢市百々女木町に金沢育児院を設けている。1907(明治40)年、市内上鷹匠町に新築移転した。同院にはカナダ・メソジスト伝導会社から多額の補助金が支給され、1912年には7,500円が支給された。また1909(明治42)年以降、内務省からの助成金も支給されるなど、同院の経営は安定していた。学齢児はすべて小学校に通学させ、学業成績の優良なものは中等教育を受けさせた<sup>(23)</sup>。

(表4)金沢育児院  
收容人員の年次  
推移

年次	人数
明治39	49(人)
42	92
43	93
44	97
大正1	98
2	92
3	87
4	92
5	82
10	75
昭和1	81
5	101
10	117

『金沢市史』  
(現代編・下)174頁

また、1904(明治37)年1月、大日本私立衛生会石川県支部(石川県庁内)が設置され、診療事業を開始し<sup>(26)</sup>、1887(明治20)年10月、日本赤十字社石川県支部が県庁内に置かれたが、

同支部は1905(明治38)年2月より救療事業を展開した<sup>(27)</sup>。

既設の慈善救済施設の動向では、まず小野救養所であるが、同所は1904(明治37)年に至る40余年の間に收容保護した窮民は約1万人に上り、当時收容保護者は300人にも達していた。

当時の小野救養所は「衣食住ニ至リテハ四壁肅然、人ノ堪ヘサル処ノモノアリ、蓋シ其家ハ隘陋ニシテ檐壞レテ月敗床ヲ照ラシ、庭荒レテ蛇破壁ニ栖ミ、僅ニ以テ膝ヲ容ルルニ足り、衣ハ僅ニ以テ寒ヲ防キ體ヲ掩フニ足り、食ハ僅ニ以テ口腹ヲ飽カシムルニ足ル」(「財団法人小野慈善院」)の状態、風紀及び衛生面での不備を石川県より指摘された<sup>(28)</sup>。

こうした中で、石川県は1905(明治38)年1月、「教育所取締規則」(石川県令第5号)を発令した。

#### 教育所取締規則

第1條 何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラズ私人ニ於テ一定ノ場所ヲ設ケ老幼疾病者不具痲疾者無告ノ窮民又ハ免囚等ヲ收容教育セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ県庁ノ認可ヲ受クヘシ但シ法令ニ別段ノ規程アルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 1、教育所ノ名称、位置
- 2、建造物ノ種類、坪数及其図面
- 3、收容者ノ種類及予定人員
- 4、教育所規則

本号規則ニハ教育所ノ組織被教育者ノ授産教育ノ方法飲食被服其ノ他ノ給与疾病保護等ニ関スル事項ヲ規定スヘシ

- 5、教育所維持費ノ収支予算
- 6、教育所設置者及管理人ノ本籍住所身分職業氏名年齢

前項各号ノ事項ヲ変更追加セムトスルトキ亦同シ

第2條 新ニ教育所ヲ建築セムトスル者ハ前條各号ノ外工事設計書ヲ添ヘ落成期日ヲ定メ認可ヲ申請スヘシ之ヲ変更セムトスルトキ亦同シ

前項建造物ハ管轄警察署ノ検査ヲ受クルニアラサレハ教育所ニ使用スルコトヲ得ス

第3條 被教育者ヲ收容セムトスルトキハ其ノ都度被教育者及其ノ扶養義務者ノ本籍住所身分職業氏名年齢並ニ教育ヲ要スル事由ヲ具シテ管轄警察官署ノ認可ヲ受クヘシ被教育者ヲ退所セシムルトキハ其ノ事由ヲ具シ認可ヲ受クヘシ

第4條 教育所ニハ1名以上ノ医師ヲ常置スヘシ但管轄警察官署ノ認可ヲ受ケ顧問医ヲ置キ常置医ニ代フルコトヲ得

第5條 管轄警察官署ニ於テ管理人及医師ヲ不適当ナリト認ムルトキハ変更ヲ命スルコトアルヘシ

第6條 教育所ニ於テハ管轄警察官署ノ指示ニ遵ヒ防火ノ設備ヲ為シ且ツ消火器ヲ備付クヘシ

第7條 被教育者中疾病ニ罹リタル者アルトキハ管理人ハ速ニ管轄警察官署ニ届出ツヘシ

第8條 教育所ニ於テハ何時ニテモ警察官吏ノ臨検ヲ拒ムコトヲ得ス

第9條 管轄警察官署ハ公安風俗或ハ衛生上必要ナル事項ヲ指示スルコトアルヘシ

第10條 警察官署ノ指示事項ヲ遵守セス又ハ公安風俗或ハ衛生上必要ト認メタルトキハ県庁ハ一時教育所ノ使用ノ停止、又ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

第11條 教育所ハ別紙様式ノ月報ヲ調整シ翌月10日迄ニ県庁ニ差出スヘシ

第12條 本則ニ依リ県庁ニ提出スル書類ハ管

轄警察官署ヲ經由スヘシ

第13條 第1條乃至第3條第7條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

附 則

第14條 本則発布前本規則ニ該当スル教育所ヲ設置シタル者ハ本年3月31日迄ニ本則ノ規定ニ依リ認可ヲ申請スヘシ<sup>(29)</sup>。

小野救養所は「教育所取締規則」に依り、閉鎖の運命にあったが、同所は小野太三郎の独自一己の経営に依っており、個人的資力にも限界があり、また、小野太三郎の慈善事業は当時、広く世に知られ、社会に貢献するもの大であると評価されていた。同所の改善と存続のため、時の県知事村上義雄、金沢市長渡瀬政礼ら、有志が相談の結果、組織を法人とし、金沢市常盤町に、3,100余坪の敷地を求め、平屋建の收容施設を設立し、窮民を收容保護した。同所に対して、県は慈恵救済資金から2,000円を建築費に、1,000を維持費として支出し、維持費はこの後も支出された<sup>(30)</sup>。

同所は1906（明治39）年10月、財団法人として認可され、小野慈善院と改称された。

こうした中で、小野慈善院の院則が制定された。

小野慈善院寄附行為

第1章 目的

第1條 石川県下ニ於ケル鰥寡孤獨ヲ收容救済スルヲ以テ目的トス

第2章 名称及位置

第2條 本財団ヲ小野慈善院ト称ス

第3條 本院ハ事務所ヲ石川県金沢市常盤町二百十二番地ニ置ク

第3章 資産及経費

第4條 創立者小野太三郎ハ本財団設立ノ為

メ資産ヲ寄附ス

- 1 基本金1,000円
- 2 地所4,191坪2勺  
此見積価格3,440円
- 3 建物378坪5合  
此見積価格5,800円

第5條 本院ノ経費ハ左ノ諸収入ヲ以テ之ヲ支弁ス

- 1 有志ノ臨時寄附金品
- 2 特別会員通常会員寄附金
- 3 基本金ノ利息金
- 4 収容者作業賃金ノ幾部
- 5 行政庁ヨリノ補助金

第6條 本院ノ会計年度ハ毎年4月1日ニ始メ翌年3月31日ニ終ルヲ1期トシ決算ヲ遂ケ経費ノ利余ハ總テ基本金ニ編入年度ノ終リヨリ6ヶ月以内ニ出納決算書ヲ作り役員会ノ認定ヲ受クモノトス

第7條 基本金ハ郵便局若クハ確實ナル銀行ニ預ケ又ハ有価証券ヲ買入レ以テ利殖ヲ計ルモノトス

第8條 本院ノ経費トシテ一時金100円以上寄附者ヲ特別会員毎年金2円宛ヲ寄附スルモノヲ通常会員ト称ス

#### 第4章 事業

第9條 本院ノ収容者ニハ左ノ種別ニ依リ一定ノ業務ニ就カシム

但疾病者及幼児ハ除外トス

- 1 院内作業
- 2 外勤作業
- 3 労働又ハ雑役

第10條 男女ノ區別ニ從ヒ体力能力ノ程度ニ応シ本院ノ工場ニ於テ適當ノ賃金作業ニ従事セシム賃金労働ニ耐ヘ得サルモノニハ他ノ傭使ニ応シ又ハ本院ノ雑役ニ就カシム

第11條 授産ニ依リ他日獨立自営ノ目的アル

モノニハ各其性質ニ適應ノ伝習職業ヲ指定シ本院ノ工場又ハ他ノ工場ニ通勤就業セシム尚学齡児童ニハ本縣高等尋常小学校ノ規定ニ準拠シ学事ヲ授ク

第12條 収容者所得ノ賃金ハ其十分ノ三ヲ郵便貯金又ハ貯蓄銀行ニ預ケシメ十分ノ四ハ本人ニ支給シ十分ノ三ハ本院ノ所得トス

貯蓄金ハ本院ニ於テ之ヲ監督シ退院又ハ必要ト認ムル場合ノ外ハ交付セサルモノトス

第5章 役員(略)

第6章 役員会(略)

第7章 寄附行為ノ変更(略)<sup>(31)</sup>

院則に基ついて、収容者の処遇と事務に関する規程が設けられた。ここでは収容者の処遇についてとり挙げておく。

#### 第1章 収容者ニ関スル件

第1條 本院ニ収容スヘキ被教育者ハ左ノ各号ノ1ニ該当スルモノニ限ル

- 1 孤児
- 2 不具又ハ病身ニシテ扶養義務者ナキモノ
- 3 老衰又ハ病身ニシテ扶養義務者ナキモノ
- 4 職業ヲ得サル為メ自活シ能ハサルモノ又ハ其家族
- 5 精神病者又ハ感化ノ為メ特ニ扶養義務者ノ請託ニ係ルモノ

第2條 教育請求者ハ収容ノ事由ヲ承認スルト同時ニ其户籍謄本及精神病者ニ在テハ別ニ医師ノ診断書ヲ添ヘ差出スヘシ

第3條 被教育者ハ所轄警察官署ノ認可ヲ受タル後ニ於テ之ヲ収容ス退院セムトキ亦同シ官公署ノ指揮命令アルトキ若クハ身体自由ヲ失モ応急ノ手当ヲ要シ前項ノ手續ヲ俟チ難キ

事情アルモノニ限り仮ニ收容スルコトアルヘシ

第4條 本院ハ時宜ニ依テ他府県在籍者ヲ收容スルコトアルヘシ

第5條 收容者ハ其種別ニ従ヒ男女ヲ區別シ之ヲ各室ニ居住セシム

但幼児及一家族ノモノハ此限りニアラス

第6條 收容者ニハ定食物被服寝具及日用必要ノ物品ヲ無償給与ス

但第1号5号ノ收容者ニ要スル費用其他別段ノ規定アルモノハ此限りニアラス

第7條 收容者左ノ場合ニ於テ退院セシムルモノトス

1 獨立生計ヲ為シ得ヘキ目途ヲ確立シタルトキ

1 確實ナル扶養者アリテ其引受ニ同意シタルトキ

1 逃亡其他ノ事由ニ依リテ退院ノ処分ヲ受ケタルトキ

第8條 院則第9條ニ定ムル作業及伝習ニ必要ナル器具被服ハ之ヲ給与又ハ貸附ス貸附物品ヲ毀損若クハ紛失タルトキハ其代用品又ハ価格ヲ弁償セシムルモノトス

但情況ニ依リ其弁償ヲ免除スルコトアルヘシ

第9條 本院ニ学舎ヲ設備シ收容ノ学齡兒童ヲシテ就学セシム学齡以外ノ者ノ為ニ夜学ヲ開設ス

第10條 教科目及教授並ニ学級ノ編制ハ本県高等尋常小学校ノ規定ニ準拠ス

第11條 小学校ヲ卒業シ成績優等ニシテ前途学力立身ノ成効ヲ確認シ得ヘキ男児ニ限り其志望ニ依リ上級学校ニ入学セシム

第12條 学習及裁縫等ニ必要ナル教育品ハ總テ現品ヲ以テ給与ス

第13條 本院ハ左ノ善行アル收容者ニ対シ賞

与ヲ行ヒ之ヲ表彰ス

1 院則ヲ謹守シ品行最良ニシテ他ノ亀鑑トナルヘキモノ

1 行務ニ精励シ其成績顕著ナルモノ

第14條 左ノ行為アル收容者ニ対シ懲罰ヲ課ス

1 院則ニ違背シ命令ヲ遵守セサルモノ

1 院内ノ風紀ヲ壊糜シ秩序ヲ紊乱スル行為アルモノ

1 不正ノ行為ニ依リ他ニ対シ被害ヲ加ヘタルモノ

第15條 前條ノ懲罰ヲ左ノ通り定ム

但退院処分ノ外期間ノ長短ハ情狀ニ依リ

之ヲ言渡スモノトス

1 退院

2 外出禁止

3 減食

4 工賃減給

第16條 收容者ニシテ逃亡ノ日ヨリ6カ月ヲ経過シ復歸セサルモノニ対シテハ退院者ト見做シ本規程第3條ノ手續ヲ履行ス

第17條 收容者死亡シタルトキハ定式ニ依リ火葬シ其遺骨ハ合葬塚裏ニ納ム

但親戚等ノ引受ヲ申出タルモノ及第1條

第5号ノ收容者ハ此限ニアラス

第18條 死亡若クハ第7條第3号ノ退院者カ本院ニ遺留シタル物件ハ適宜ニ依リ其家族ニ引継クモノトス

前項ノ場合ニ於テ引受当該者ナキトキハ之ヲ本院ノ取得トス此処分ニ就テハ收容當時ニ於テ保證人ノ連署シタル書面ニ依リ其子諾ヲ保留シ置クモノトス

第19條 本院ハ当市通過ノ旅行者ニシテ營業旅館ニ宿泊スル能ハサル貧困者ニ限り之ヲ附屬別館ニ宿泊セシム第3條ノ規定ハ宿泊者ニ適用ス

第20條 宿泊及其日数ハ警察官署ノ證認アルモノニ限ル

但室内ノ都合ニ依リ之ヲ拒絶スルコトアルヘシ

第21條 宿泊者ニハ寢具飲食器具又ハ炊事用具ニ限り之ヲ貸与ス

## 第2章 事務ニ関スル件 (略)<sup>(32)</sup>

また、内規が設けられ、事務長、事務員、教員や保母の職務が規定されていた。保母の業務は第4条に、1. 児童勤怠ノ状況ヲ視察スルコト 2. 児童が定規ヲ遵守スルヤ否ヤヲ視察スル事 3. 児童が業務適否ヲ視察スル事 4. 児童ノ食料並ニ給貸与品ノ分配方ニ従事スル事 5. 以上視察ノ状況並ニ執行シタル事項ハ時々事務長若クハ事務員ニ申告スル事<sup>(33)</sup>とあり、保母の業務は児童の把握と管理が中心であった。なお、保母の職務上の地位は事務員の下に置かれていた(同内規第6条)。

内規の第7条から第30条までは収容者の遵守事項が規程されている。内規の第10条には同院の日課が定めてある。

第10條 日々ノ起臥飲食作業労働及休憩ノ時間ヲ定ムルコト左ノ如シ

但時季ニ依テ多少ノ変更ヲナスコトアルヘシ

1	午前5時(冬季ハ6時)	起床
1	同 6時(同 7時)	朝食
1	同 7時(同 8時)	作業労働
1	同 10時(15分間)	休憩
1	正 午(1時間)	午食
1	午後3時(30分間)	休憩
1	同 5時30分(冬季ハ4時30分)	休業
1	同 6時(同 5時)	晩食
1	同 10時(同 9時)	就蓐 <sup>(34)</sup>

その他収容者に対して毎月1回以上の健康診断が行われ(第18条)、入浴は夏季週2回、冬季1回、理髪は1カ月1回行う(第19条)ことになっていた。

こうして、小野救養所は閉鎖の危機を乗り越え、法人組織に変更し、建物を新築し、経営の面でも県慈恵救済資金より維持費1,000円が支給されるなど、その経営は一段と安定化した。

石川県の慈善事業の動向については、前期同様、公的救済が貧弱なため、宗教関係者による養老施設と免囚保護施設が創設され、育児院も2カ所開設されている。とくに、この時期の特徴としてあげられるのが、各種救済団体の支部が組織されたことである。また、公的な面では教育所取締規則(県令)の発令や県慈恵救済資金の民間慈善事業保護奨励費への充当などの動きも注目される。

(次号に続く)

## 注

- 1 田代不二男『全訂社会福祉学概説』光生館、1955、2~3頁
- 2 一番ヶ瀬康子他編『社会福祉の歴史』〈講座社会福祉2〉有斐閣、1981、2頁
- 3 『同上書』2~3頁
- 4 吉田久一・高島進『社会事業の歴史』誠信書房、1964、7頁
- 5 田代国次郎・菊池直明『増訂社会福祉史入門』童心書房、1975、116~117頁
- 6 石川県内務部社会課『石川県感化救済事業一覽』大正13年、15頁
- 7 田代国次郎『日本社会事業成立史研究』童心社、昭和39年、107頁
- 8 石川県『石川県感化救済事業一覽』大正6年
- 9 『同上書』
- 10 窪興一郎『財団法人 小野慈善院』大正6年5月、1~2頁
- 11 横山源之助『日本之下層社会』中央労働学

- |  |                               |
|--|-------------------------------|
| 園、昭和24年、56～59頁                                 | 10月、101頁                      |
| 12 金沢市『金沢市史』（現代編・下巻）、昭和44年、174頁                | 23 前掲8、及び前掲12、174～175頁        |
| 13 『同上書』174頁                                   | 24 前掲6、17頁                    |
| 14 『同上書』174頁                                   | 25 前掲6、16頁                    |
| 15 『同上書』162頁                                   | 26 前掲6、17頁                    |
| 16 前掲8   | 27 前掲12、162頁                  |
| 17 前掲8   | 28 前掲12、172頁                  |
| 18 前掲6、16～17頁                                  | 29 石川県『社会事業関係法令集』大正14年、15～20頁 |
| 19 前掲8   | 30 前掲12、172頁                  |
| 20 前掲12、175頁                                   | 31 前掲10、39～43頁                |
| 21 内務省『感化救済事業一覧』（明治43年9月調）、明治44年、8頁            | 32 前掲10、44～50頁                |
| 22 石川県厚生課『石川県の社会事業』昭和25年、17頁及び内務省『感化救済小鑑』明治43年 | 33 前掲10、52頁                   |
|  | 34 前掲10、53頁                   |